

高松市・塩江町合併協議会会議録
第 2 回 会 議

平成 1 5 年 7 月 2 4 日 (木)

高松市・塩江町合併協議会

高松市・塩江町合併協議会会議録

第2回会議

1 日時

平成15年7月24日(木)午後1時30分開会・午後2時34分閉会

2 場所

高松市役所11階114会議室

3 出席委員 22人

会長	増田昌三	委員	野口勉
副会長	中井弘	委員	藤澤久文
委員	廣瀬年久	委員	佐藤好邦
委員	川田史郎	委員	尾形洋一
委員	黒川恵	委員	河田澄
委員	菰渕将鷹	委員	中村靖
委員	中條勲	委員	野田法子
委員	梶村傳	委員	川田秀夫
委員	大浦澄子	委員	蓮井正明
委員	三笠輝彦	委員	植田満江
委員	森谷芳子	委員	大林正孝

4 欠席委員 2人

委員	井竿辰夫	委員	山田徹郎
----	------	----	------

5 出席幹事 7人

副幹事長	川田史郎(委員兼務)	幹事	黒川裕文
幹事	廣瀬年久(委員兼務)	幹事	尾形進
幹事	角田富雄	幹事	出原忠憲
幹事	中村榮治		

6 欠席幹事 1人

幹事長	井竿辰夫(委員兼務)
-----	------------

7 事務局

事務局長	林 昇	総務班	香 西 幸 子
事務局次長 (調整班長事務取扱)	加 藤 昭 彦	調整班	藤 川 幸 彦
総務班長 兼計画班長	山 崎 隆	調整班	松 本 修 治
総務班 兼計画班	森 田 大 介		

会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

報告事項

報告第3号 幹事長及び副幹事長の互選結果について

報告第4号 監査委員の委嘱について

報告第5号 高松市・塩江町合併協議会だよりの発行について

報告第6号 高松市・塩江町合併協議会ホームページの開設について

協議事項

議案第8号 合併協定項目について

議案第9号 合併協定項目の協議方針について

協議第1号 合併の方式（協定項目第1号）について

協議第2号 合併の期日（協定項目第2号）について

協議第3号 市の名称（協定項目第3号）について

協議第4号 市の事務所の位置（協定項目第4号）について

4 その他

高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について

5 閉会

午後 1時30分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） お待たせをいたしました。予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・塩江町合併協議会第2回会議を開会いたします。

皆様方には、本日は、何かとお忙しい中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

会議に入ります前に、前回の第1回会議に欠席されておりました委員さんを御紹介させていただきます。高松市の中村 靖委員でございます。

中村委員 中村でございます。1回目欠席になりました。まことに申しわけございませんでした。よろしく、どうぞお願いいたします。

議長（増田会長） 中村委員さんには、よろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、これより会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2「会議録署名委員の指名」でございますが、本協議会会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。本日の会議の会議録署名委員には、梶村 傳委員さんと中條 勲委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の3「議事」に入ります。

会議次第3 （1）報告事項

議長（増田会長） まず、（1）の「報告事項」でございますが、報告第3号から報告第6号までを一括して議題といたします。

事務局から説明をいたします。

事務局次長 事務局の加藤と申します。報告第3号から第6号につきまして御説明をいたします。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

まず、会議資料の1ページをお開き願います。

報告第3号「幹事長及び副幹事長の互選結果について」でございます。

本協議会幹事会規程の第5条第1項に「幹事会に幹事長及び副幹事長各1人を置き、幹事の互選によりこれを定める」と規定されておりますが、去る7月10日に開催いたしました幹事会におきまして、幹事長に井竿辰夫高松市助役、副幹事長に川田史郎塩江町助役

が選任されましたので、御報告するものでございます。

続きまして、報告第4号について、御説明いたします。

2ページをお開きください。

報告第4号「監査委員の委嘱について」でございます。

本協議会規約第15条第1項の規定に基づき、協議会の出納監査は両市町の監査委員各1人に委嘱して行うこととしておりますが、資料3ページにございますように、高松市代表監査委員の任期満了に伴い、平成15年7月16日をもちまして、北原和夫高松市代表監査委員に本協議会の監査委員を委嘱いたしましたので、御報告するものでございます。

次に、報告第5号について御説明いたします。

資料4ページをお開き願います。

報告第5号「高松市・塩江町合併協議会だよりの発行について」でございますが、このたび、合併協議会だよりを発行いたしましたので、御報告するものでございます。

5ページをごらんください。

まず、1の「発行目的」でございますが、高松市・塩江町合併協議会での協議の内容や協議状況及び市町合併に関する情報を住民に提供し、市町合併に対する理解を深めることを目的とするものでございます。

次に、2の「発行回数」でございますが、本年度は、今月の創刊号を含めまして3回の発行を予定しておりまして、今後、10月と来年2月の発行を予定しております。

なお、合併協議会だより発行月以外の月につきましても、それぞれの市町の広報紙等を活用いたしまして、協議会での協議内容や協議状況等を、適宜、住民の方に情報提供していくこととしております。

次に、3の「発行部数」でございますが、1回ごとの発行部数は、約12万6,500部でございます。創刊号につきましても、高松市分は「広報たかまつ」の7月15日号の配布に合わせて、塩江町分は7月18日に、それぞれ各世帯へ配布いたしたところでございます。

なお、参考までに、お手元に創刊号を添付いたしております。

以上で報告第5号の説明を終わります。

続きまして、報告第6号について御説明をいたします。

資料6ページをお開き願います。

報告第6号「高松市・塩江町合併協議会ホームページの開設について」でございます

が、このたび、合併協議会のホームページを開設いたしましたので、御報告するものでございます。

7ページをごらんください。

まず、1の「開設目的」でございますが、高松市・塩江町合併協議会での協議の内容や協議状況及び市町合併に関する情報を住民に提供し、市町合併に対する理解を深めることを目的とするものでございます。

次に、2の「開設日」でございますが、インターネット上で本協議会のホームページを開設し、平成15年7月14日、月曜日から情報を提供しているところでございます。

次に、3の「主な内容」といたしましては、協議会の概要、協議会の開催状況・スケジュール、合併協定項目の協議状況、会議録、会議資料、意見募集コーナー、傍聴のお知らせ、協議会組織図、協議会委員名簿、協議会規約・各規程等を掲載し、情報提供をするものでございます。

なお、意見募集コーナーでは、合併に関する質問等に対しまして、電子メールで回答を行うことといたしておりますほか、質問に対する回答につきましても、その内容によりまして、適宜、Q & Aコーナーに追加をしていくこととしております。

次に、4の「情報の更新」でございますが、随時更新することといたしておりますが、会議資料につきましては、会議終了後速やかに掲載することとし、会議録につきましても原則として、次回の会議までに掲載することといたしております。

なお、既に、前回の会議録は掲載をいたしております。

5は「ホームページアドレス」でございます。

参考までに、お手元にホームページの先頭画面と展開した画面を添付をいたしております。

なお、昨日、7月23日までのアクセスの件数でございますが、ホームページ開設後10日間で1,580件、1日平均で158件のアクセスがございました。

また、意見募集コーナーには、開設後2件の意見が寄せられております。内容は、合併の方式や市の名称に関する問い合わせでございまして、いずれも発信者に回答をいたしております。

以上、簡単でございますが、報告第3号から報告第6号までの説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました報告第3号から報告第6号までにつつま

して、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特段ないようでございますので、報告事項につきましては、以上で終わらせていただきます。

会議次第3 （2）協議事項

議長（増田会長） 次に、会議次第の3の（2）の「協議事項」に移ります。

協議事項のうち、議案第8号及び議案第9号の2件につきましては関連がございますので、一括して議題といたします。

事務局から説明を願います。

事務局次長 それでは、議案第8号及び議案第9号について御説明をいたします。

資料の8ページをお開きください。

議案第8号「合併協定項目について」でございます。

本合併協議会では、合併に関する協議、建設計画の作成等を行うこととなっておりますが、合併前に結論を得る必要がある合併協議の根幹にかかわる事項につきまして、合併協定項目として本協議会で協議し、最終的には合併協定書として取りまとめることといたしております。

その合併協定項目について、今回、提案させていただいたものでございます。

9ページに、合併協定項目を記載しておりますが、まず、分類1の「基本的な協議事項」が、1の「合併の方式」から5の「財産の取扱い」までの5項目、分類2の「合併特例法に定める協議事項」が、番号6の「地域審議会の取扱い」から番号10の「一般職の職員の身分の取扱い」までの5項目、分類3の「その他協議事項」が11の「町名・字名の取扱い」から24番の「各種事務事業の取扱い」までの14項目、及び4の「建設計画に係る協議事項」と、大きく4つに分けております。

これらの事項につきましては、どのような項目を合併協定項目にするかというような明確な基準はございませんので、国が作成いたしました運営マニュアルあるいは先進地の事例を参考に作成をしたものでございます。

なお、それぞれの合併協定項目に1番から25番までの番号が付されておりますが、これは協定項目番号でございまして、それぞれの協定項目に固有の番号でございます。

合併協定項目の内容につきましては、次の10ページ以降に、その詳細を記載しており

ます。

資料10ページをお開き願います。

資料1「合併協定項目の内容について」でございますが、まず協定項目のうち1番から5番までが「基本的協議事項」でございます。

まず、1の「合併の方式」につきましては、新設合併とするか編入合併とするかを協議するものでございます。どちらの方式をとるかで、市の名称、特別職の職員、議会議員、農業委員、条例・規則等の取り扱いが違ってくる最も基本的な事項でございます。

次の2の「合併の期日」につきましては、合併の手續に要する期間や住民サービスが滞りなく行えるよう、議会の議決など法的手続や合併準備作業に要する期間も考慮して、合併の期日を定める必要がございます。また、合併特例法の適用を受けようとするためには、平成17年3月31日が期限となります。

次に、3の「市の名称」につきましては、新設合併の場合は、両市町が廃止されるため新しい市の名称を定める必要があり、編入合併の場合は、通常は編入する市町の名称とします。

4の「市の事務所の位置」につきましては、新設合併の場合は、新たに定めることとなり、編入合併では、通常は、編入市町の事務所の位置となります。

5の「財産の取扱い」につきましては、両市町が保有する土地、建物、債権、債務などについて、すべて合併後の市が引き継ぐこととし、公の施設につきましても、合併後の市の公の施設として設置していくというのが原則でございます。また、財産区の取り扱いにつきましても、ここで協議をするものでございます。

次の分類2は、「合併特例法に定める協議事項」でございます。

まず、6の「地域審議会の取扱い」につきましては、合併前の市町の区域を単位として設けられ、合併後の市の施策に対して、その長から諮問を受け、または必要に応じて意見を述べることのできる地域審議会を設置するかどうか、設置する場合には、これを組織する構成員の定数、任期、任免などの組織や運営に関する事項を協議するものでございます。

なお、地域審議会は、両市町の協議により定められた一定の期間に限って設置できることとなっております。

次に、7の「議会の議員の定数及び任期の取扱い」につきましては、合併後の議会の議員の定数や在任期間に係る特例措置の取り扱いについて協議するものでございます。

8の「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」につきましても、これも議会議員と同様に、合併後の農業委員の定数や在任期間に係る特例措置の取り扱いについて協議するものでございます。

次に、9の「地方税の取扱い」につきましても、両市町での税目、税率に不均衡があり、合併後、直ちに合併後の市の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって住民負担の均衡を欠くこととなると認められる場合に、合併特例法では、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限って、不均一の課税を行うことを認めておりますが、この不均一の課税をするかどうか、またする場合の税目や実施時期等について、ここで協議するものでございます。

次に、10番の「一般職の職員の身分の取扱い」につきましても、一般職の職員が引き続きその身分を保有するように措置するとともに、職員の任用制度、給与その他の勤務条件の適用について均衡を図るよう協議をするものでございます。

次の11ページ、分類の3は、「その他協議事項」でございます。

まず、11の「町名・字名の取扱い」につきましても、町名・字名は、地域の歴史や文化により住民の愛着がございますため、両市町の意向を尊重して協議をするということになります。

次に、12の「慣行の取扱い」につきましても、両市町がそれぞれ定めている市町の章、都市宣言、憲章、市町の花、木などの慣行につきましても、その統一に向けての取り扱いを協議するものでございます。

13の「事務組織及び機構の取扱い」につきましても、合併後の円滑な行政執行のための措置を講ずるとともに、機構改革につきましても協議するものでございます。また、支所・出張所を設ける場合には、位置や名称、所管区域を条例で定める必要がございます。

次に、14の「条例・規則等の取扱い」につきましても、新設合併の場合は、両市町の法人格が消滅するため、条例・規則はすべて失効いたしますので、新しい市において条例・規則等を制定する必要がございます。編入合併の場合には、編入される市町の条例・規則は原則として失効し、基本的には編入する市町の条例・規則が適用されます。

次に、15の「特別職の職員の身分の取扱い」につきましても、新設合併の場合は、特別職の職員は全員身分を失い、編入合併の場合には、編入される市町の特別職は身分を失うこととなります。こうした特別職の職員の身分の処置について、ここで協議をするものでございます。

次に、16の「一部事務組合等の取扱い」につきましては、両市町が構成団体となっている一部事務組合につきまして、合併後に構成団体に変動が生じますので、その取り扱いについて協議するものでございます。また、公社、第三セクター及び公益法人等の外郭団体につきましても、ここでその取り扱いについて協議をするものでございます。

次に、17の「附属機関等の取扱い」につきましては、両市町が設置しております審議会、懇談会、協議会などの附属機関等の取り扱いについて協議するものでございます。

18の「公共的団体等の取扱い」につきましては、農業関係団体、商工業関係団体、文化団体、体育団体、厚生福祉関係団体等の公共的団体等につきましては、合併に際して、合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならないとされておりますことから、その取り扱いについて、ここで協議するものでございます。

次の19の「消防団の取扱い」につきましては、その組織のあり方について協議をするものでございます。

次に、20番の「使用料、手数料等の取扱い」につきましては、両市町間で、同一目的の施設の使用料や各種証明手数料など、同一種類の事務の手数料が異なっている場合に、合併に際してあらかじめ調整する必要がございますことから、その取り扱いについて協議をするものでございます。

次に、12ページをお開き願います。

21の「各種団体への補助金・交付金等の取扱い」につきましては、両市町が交付しております各種団体への補助金・交付金等について、その内容を整理し、従来からの経緯や実情等を踏まえながら、その必要性を検討するとともに、交付先や交付基準等の調整を行うものでございます。

次に、22の「国民健康保険事業の取扱い」につきましては、市町が保険者となって運営しておりまして、国民健康保険の賦課方式や保険料・税の率が両市町で異なりますことから、合併に際して一元化を図るため協議をするものでございます。

次に、23の「介護保険事業の取扱い」につきましては、22の「国民健康保険事業の取扱い」と同様に、市町が保険者となって運営しておりまして、保険料等が両市町で異なりますことから、これも、合併に際して一元化を図るため協議をするものでございます。

24の「各種事務事業の取扱い」につきましては、電算システム、病院、保健衛生、福祉、商工観光、農林水産、建設、教育、文化等、両市町で実施しておりますあらゆる分野

の住民負担や行政サービスがございますが、異なっているものにつきまして調整を行う必要がございます。これらは、住民生活に、直接、大きな影響を及ぼすものでございますことから、急激な変化を来さないよう十分留意して協議する必要がございます。

以上、御説明いたしました合併協定項目について、今後それぞれ協議を行い、最終的には合併協定書として取りまとめることとなります。

以上、議案第8号「合併協定項目について」の説明を終わります。

続きまして、議案第9号について御説明をいたします。

資料13ページをごらんください。

議案第9号「合併協定項目の協議方針について」でございますが、ただいま御説明をいたしました合併協定項目の協議の方針を定めるものでございます。

次の14ページをお開き願います。

合併協定項目の協議方針につきましては、合併協定項目をどのような考えを基に協議するかという基本的な原則を定めたものでございます。

まず、1の「基本的考え方」といたしましては、これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重するとともに、合併後における速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進める視点から、効果的な統合、調整を行うこととするものでございます。

次に、2は「基本原則」でございます。

まず、1番目の原則は、「一体性確保の原則」でございます。合併後、住民生活に支障が生じることなく、速やかな一体性の確保を図ることができるよう協議を行うものでございます。

2番目は、「住民福祉向上の原則」でございます。住民が合併のメリットを感じられるよう、住民サービス及び住民福祉の向上に努めることを基本として協議を行うものでございます。

3番目は、「負担公平の原則」でございます。住民負担や行政サービスの格差がある場合には、負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努めることを基本といたしまして、協議を行うものでございます。

なお、合併後のサービス、負担の急激な変化に対する緩和策等についても十分な配慮をし、調整をするものでございます。

4番目は、「健全な財政運営の原則」でございます。合併後の健全な財政運営に資することに配慮し、協議を行うものでございます。

5番目は、「行政改革推進の原則」でございます。行政改革推進の視点から、各種の事務事業が効率的・効果的に実施されるよう見直ししていくことを基本といたしまして、協議を行うものでございます。

以上で、議案第8号及び議案第9号の説明を終わります。どうぞよろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第8号及び議案第9号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ございませんか。

特段ないようでございますので、それでは議案第8号及び議案第9号を一括してお諮りいたします。

議案第8号及び議案第9号につきましては、いずれも原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ありがとうございます。御異議ございませんので、議案第8号及び議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

それでは、ただいま決定いただきました合併協定項目において設定しました項目ごとに、今後、協議を進めていくことといたします。

本日は、合併協定項目の第1号から第4号までの協議をお願いすることとしております。

なお、協議第何号という表題の案件については、可決とか否決という議決形式ではなく、案件の一番下に記載しておりますように、御賛同いただければ「確認」という取り扱いを行うものでございますので、その点御理解を賜りたいと存じます。

それでは、協議第1号から協議第4号までの4件につきまして、一括して議題といたします。

事務局から説明をいたします。

事務局次長 それでは、協議第1号から協議第4号につきまして御説明をいたします。

資料の15ページをごらんいただきたいと思います。

まず、協議第1号の説明の前に、用語について簡単に説明をさせていただきたいと思

ます。

本日の協議事項のうち、先ほど御決定いただきました合併協定項目に関する協議につきましては、議案第何号ではなく、協議第何号という形で表記をいたしております。

また、合併協定項目の後ろに括弧書きで記載をしている協定項目番号、例えば合併の方式ですと協定項目第1号と書いておりますが、この第1号は、先ほど合併協定項目の説明の際にも申し上げましたが、それぞれの合併協定項目固有の番号でございまして、最後まで変わることはございません。

また、先ほど議長からも説明がございましたように、本協議会は議決機関ではないという性質上、合併協定項目につきましては、協議が調ったものを可決ということではなく、確認するという取り扱いをいたすことといたしております。

15ページの協議第1号の下の欄外にも、平成何年何月何日確認という記載がございしますが、ただいま申し上げましたように、それぞれの協定項目について協議が調った日を確認という形で記入することといたしております。

それでは、協議第1号について御説明をいたします。

協議第1号は「合併の方式（協定項目第1号）について」でございます。

合併の方式につきましては、今後の合併協議の基本となる項目でございまして、これにより事務事業の調整方針などが決まり、多くの合併協定項目の協議に移ることのできる大変重要な項目でございます。

この合併の方式には、新設合併と編入合併の2つの方式がございしますが、どちらの方式をとるかについて御協議をいただくものでございます。

この合併の方式につきましては、去る7月10日に開催いたしました協議会の幹事会におきまして、両市町の行政規模や権能、都市機能などの自治体の現状、また住民の日常生活や行政、経済、文化など、さまざまな分野におけるかかわりの状況、さらには、合併特例法のメリットを受けるための効率的、効果的な対応の必要性などについて、総合的、大局的な見地から判断し、編入合併を選択するという意見に集約されましたことから、この15ページの中ほどの枠の中に記載いたしておりますように、「香川郡塩江町を廃止し、その区域を高松市に編入するものとする。」と、編入合併の方式を提案するものでございます。

なお、16ページ以降に、この方式につきましてはの参考資料を掲載いたしております。

まず、16ページをごらんください。

資料1でございますが、合併の方式につきましては、何をもって新設合併とするか編入合併とするかという明確な基準は規定されておきませんが、資料には、他の地域における最近の新設合併と編入合併の事例をまとめております。

表の上から合併期日の古い順番となっておりますが、まず新潟市と黒埼町が編入合併を採用いたしております。

次の3つはいずれも新設合併でございますが、田無市と保谷市が西東京市に、浦和、大宮、与野の3市がさいたま市に、津田町など大川郡の西部5町がさぬき市となっております。

次のつくば市と福山市は、それぞれ周辺町と編入合併をいたしております。

次の4つは、いずれも本年4月1日の合併でございますが、静岡市と清水市が新設合併によりまして新しい市の名称は静岡市に、大川郡東部3町が新設合併により東かがわ市に、新居浜市及び呉市が、そこに記載しておりますような周辺の町村と編入合併をいたしております。

なお、表には記載してありませんが、現在、香川県内において法定の合併協議会を設置しております丸亀、綾歌、飯山町の合併協議会、琴平町など4町による仲多度南部合併協議会及び観音寺市など1市5町による三豊南部合併協議会の3つの合併協議会は、いずれも新設合併とすることを、既に決定いたしております。

次に、17ページをごらんいただきたいと思います。

資料2でございますが、資料2は新設合併と編入合併の比較でございます。この比較につきましては、前回の第1回会議におきましても、参考資料として御説明をいたしました。が、合併の方式を協議する際の検討材料となる重要な内容ですので、本日提案をいたしております編入合併について、改めて簡単に御説明させていただきたいと存じます。

まず、定義でございますが、編入合併とは、市町村の区域の全部もしくは一部を他の市町村に編入することとされております。

次に、法人格でございますが、編入合併では編入する市町村の法人格が残り、全部が編入される市町村の法人格はなくなります。

次に、合併市町村の名称でございますが、編入合併の場合は、通常は、編入する市町村の名称となります。

次に、事務所の位置でございますが、通常は、編入する市町村の事務所の位置となります。

次に、市町村の長につきましては、編入合併では、編入する市町村の長は変わらず、編入される市町村の長が合併により失職をいたします。

次に、議会の議員でございますが、その定数、任期については、自治法による原則と特例法による特例措置で、その取り扱いに違いがございます。編入合併の場合、自治法の原則では、合併の時点で、編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議員は失職をいたします。

なお、合併によりまして定数が増加する場合は、増員選挙を行うこととなります。

次に、合併特例法の特例措置を適用する場合がございますが、編入合併で特例を採用する場合は、次のいずれかになります。

が、いわゆる定数特例を採用する場合がございます。編入される市町村ごとに選挙区を設け、その選挙区ごとに人口に応じた定数を増加配分し、増員選挙を行うこととなります。さらに、これに続く一般選挙におきましても、この特例定数をとることもできます。

は、いわゆる在任特例でございます。編入される市町村の議会の議員は、編入する市町村の議会の議員の在任期間だけ在任することができます。この場合、最初の一般選挙におきまして、編入合併の特例定数を採用することができます。

以上が、議会の議員の定数と任期の取り扱いでございます。

次に、農業委員会の委員につきましても、原則と特例法の特例で取り扱いに違いがございます。原則では、編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員はすべて失職をいたします。特例を採用いたしますと、編入される市町村の選挙により選出された委員につきましては、40人を超えない範囲で編入する市町村の委員の在任期間に在任することができます。

次に、特別職の職員につきましては、長の場合と同様に、編入合併では編入する市町村の特別職は在任し、編入される市町村の特別職は失職をいたします。

次に、一般職の職員でございますが、編入合併の場合は、編入する市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は全員編入する市町村に引き継がれます。

次に、条例・規則でございますが、編入合併では、編入する市町村の条例・規則を適用することとなります。

最後の建設計画の策定でございますが、編入合併の場合は、少なくとも編入される市町村の区域に係る建設計画を策定する必要があるとされております。

以上、資料について説明をさせていただきましたが、冒頭申し上げましたように、両市町の行政規模や権能、都市機能などの自治体の現状などから総合的に判断して、15ページにございますように、編入合併の方式を提案するものでございます。

以上で、協議第1号「合併の方式について」の説明を終わります。

続きまして……

黒川委員 この協議事項について御質問したい。一括するの。

議長（増田会長） できれば一括でお願いしたいと思います。

黒川委員 しかし、今回これが決まらないと、あとは協議できんでしょう。

議長（増田会長） 一応、説明だけを一括させていただこうと思いますので。

事務局次長 それでは、続きまして、協議第2号について御説明をいたします。

資料18ページをお開き願います。

協議第2号「合併の期日（協定項目第2号）について」でございますが、中ほどの枠の中に記載をしておりますように、「合併の期日は、現時点において、平成17年3月31日を目標とする。」と提案するものでございます。

合併の期日につきましては、今後の協議の進捗状況を見極めて、より具体的な合併の期日を改めて提案いたしたいと考えておりました。今回、最大限、平成17年3月31日という枠組みの中で協議を進めるという趣旨で、このような形で提案させていただいたものでございます。

なお、合併の期日についての資料を、次の19ページ以降に掲載をいたしております。

まず、19ページでございますが、1は合併の期日を決定することの意義でございます。2点挙げております。

1点目は、合併協議を着実に進めていくための目標を設定できることでございます。

2点といたしまして、合併協議会で策定をしまして建設計画の計画期間の始まりの時期を明確にすることができることでございます。

次に2番目には、合併の期日を決定するに当たりましての留意点を記載しております。

まず1点目は、いわゆる合併特例法の有効期限を考慮することでございます。当然のことではございますが、合併するとすれば、合併特例法の各種の財政支援措置を受けることが望ましく、その期限である平成17年3月31日までが合併の目標期日となるわけでございます。

次に2点目は、合併の手續に要する期間を考慮することでございます。合併の法的な手

続でございますが、合併協定項目が決定し、合併協定書の調印後、市町の議会での合併議案の議決、県知事への合併申請、県議会の議決、県知事の合併の決定、総務大臣への届け出、総務大臣の告示など、さまざまな手続が定められておりまして、国、県におきましても、手続の迅速化を図っておりますが、なお相当の期間を要することから、この点を十分配慮して合併の期日を定める必要がございます。

3点目は、合併と同時に住民サービスが滞りなく行えるよう合併準備作業の期間を考慮するとともに、会計処理や電算システムの移行等にできるだけ支障のない時期を想定することでございます。特に、電算システムの統合や条例・規則の改正などの合併準備作業に要する期間を考慮する必要がございます。

また、年度末を合併の期日とした場合には、新設合併の場合の市町並びに編入合併の場合の編入される市町においては、決算処理について出納整理期間がないことから、これに伴う事務処理と通常の収入、支出が重なるため、会計事務がふくそうするということとなります。

また、電算システムを合併後も引き続き円滑に稼働させるためには、合併の期日を休日の後に設定し、休日を利用しまして、移行・検証作業を行うことが望ましいとされております。

次に、20ページをお開きください。

20ページの資料2でございますが、参考資料として先行事例の合併の期日を表にしておりますが、合併の期日につきましては、それぞれの地域の事情により決められておりまして、一概にどの期日が適当とは言えないところもございます。

1は、「平成11年度以降に合併した先行事例」でございますが、表のとおりさまざまな事例がございます。合併の期日の大半が月の初日、1日に合併しておりまして、中でも年度当初、4月1日に合併した事例が多数見られますが、この場合、先ほどの留意点でも申し上げましたように、決算処理などの関係で事務が非常に煩雑になるという問題がございます。また、電算システムの移行に留意して休日の後に合併をした事例は、この中では5例ございます。

次に、2の「今後、合併が予定されている事例」では、合併特例法の期限も考慮してすべて平成17年3月末までの合併の期日を定めております。

県内では、丸亀市、綾歌町、飯山町の合併協議会が平成17年1月1日、観音寺周辺の三豊南部1市5町の合併協議会が平成17年3月1日、仲多度南部合併協議会は合併の目

標期日は平成17年1月から3月とするという非常に幅を持たせた目標期日を設定しております。

また、下の欄外の 印で記載しておりますが、合併期日は平成17年3月、あるいは3月31日、あるいは3月31日まで、としている協議会も相当数見られます。岐阜の広域合併協議会では、合併特例法の期限である平成17年3月までとするとなっております。洲本市、五色町の合併協議会では、平成17年3月31日までに合併するものとなっております。また、山口市など1市4町の合併協議会では平成17年3月31日までの早い日を目標とし、具体的な期日については、協議の進捗状況等を勘案して改めて協議すると目標期日を決めております。

なお、先ほど申しあげましたように、本合併協議会におきましても、現時点において平成17年3月31日を目標とすることとしまして、今後の協議の進捗状況を見極めて、より具体的な合併の期日につきまして改めて提案したいと考えております。

以上が、協議第2号の説明でございます。

次に、協議第3号について御説明をいたします。

資料21ページをお開きください。

協議第3号は「市の名称（協定項目第3号）について」でございますが、「市の名称は、高松市とする。」と提案するものでございます。

先ほど、協議第1号におきまして、合併の方式につきましては高松市への編入合併とすることを提案したところでございます。

先ほどの資料にもございましたが、編入合併の場合、市の名称は、通常は、編入する市町村の名称となるとされております。このようなことから、新潟市など幾つかの合併協議会におきましては、合併の方式についてのみ協議項目といたしまして、市の名称につきましては合併の方式により自動的に決まるものとして取り扱い、協議項目として含めていないところもございます。また一方、協議項目としてしているところも多数ございまして、それぞれの合併協議会によりその対応は異なっておりますが、本協議会では、市の名称につきましては基本項目の一つでありまして、関心も高いことなどを勘案して協議項目として提案させていただいたものでございます。

以上、協議第3号「市の名称について」の説明を終わります。

次に、協議第4号について御説明をいたします。

資料22ページをお開きください。

協議第4号「市の事務所の位置（協定項目第4号）について」でございますが、「市の事務所の位置は、高松市番町1丁目8番15号とする。」と提案するものでございます。

事務所の位置とは、地方自治法第4条に規定しております地方公共団体の事務所の位置でございます。現在の高松市役所の位置とするものでございます。

事務所の位置につきましても、先ほどの市の名称と同様に、編入合併の場合は、通常、変更は生じないものでございますが、重要な事項でございますため協議事項としたものでございます。

以上、協議第1号から協議第4号までの説明を終わります。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま協議第1号から協議第4号について説明がありましたが、いずれも合併の基本協議事項でございますので、これより皆様方の御意見、御質問等、承りたいと存じます。

どなたからでも、どうぞ。

黒川委員さん。

黒川委員 塩江町の黒川でございます。

この問題につきましては、皆さん方にもいろいろ考えがあると思っておりますけれども、私といたしましては、今事務局から説明がございましたように、財政規模とか人口の格差とかということで、提案のあった編入合併にするようになるかと思っております。しかしながら、編入合併ということでございますけれども、今後の協議につきましては対等の立場で協議をお願いしたいわけでございます。と申しますのは、御案内のように、塩江町の自然環境、そして今行われております新清掃工場、また将来に向けての桜川ダムにつきましても、高松市民の方々の生活に密着をしておるものと思っております。そのような観点から、今後、私たちは塩江町の発展に寄与するように、協議会委員として論議をするのが使命でないかと思っております。

このようなことから、この協議会において、今回協議をしておるものにつきましては、原則から申しますと、次の機会に確認するという原則がございますけれども、本件につきましては、今後の協議の根幹となる事項でございます。したがって、この合併方式が決定しなければ、先ほど審議されました協議項目につきましても協議や調整が難しいと感じるわけでございます。

初回のときに、私の先輩であります川田委員さんの方からも御指摘がございましたよう

に、合併特例法の期限を考えますと、限られた時間で相当多くの事項について話し合わなければならないわけでございます。したがって、本件につきましては、原則には反ずると思いますが、この場で確認をしたらいいのではないかと、私はそういうふうに考えておりますけれども、いかがでございましょうか。

以上でございます。

議長（増田会長） ただいま黒川委員さんから、今後の協議の進め方、それから本日の会議のことについて話がありましたが、まず第1点のこれからの協議について、塩江町の立場に十分配慮した立場で公平・公正に行われたいということでございますが、全くごもっともでございます。合併協議に当たりましては、お互いの立場といたしますが、むしろ私は、塩江町の立場を十分に理解した上で、今後、協議の基本的な姿勢はそういうところに置きたいと、これはもう、私どもの議会の皆さんも御理解いただけたらと思いますが、決して高松が大きいからとかそういうことでなくて、対立した場合がもしあれば、できるだけ塩江町の立場を十分に理解する、そういう原則というか姿勢を貫いていくつもりでございますので、御理解いただきたいと思っております。

また、提案のございました、本日の協議事項4項目は、いずれも基本事項でございますことから、前回も特に編入等についての説明は十分ありましたので、この協議会で意見集約を図ってはどうかという御提案もいただいたわけでございます。

この件について、いかがでございましょうか。何か御意見ございますでしょうか。

特に、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、御異議がございませんので、この4件については、本日の会議において意見集約をいたしたいと存じます。

協議第1号から協議第4号につきまして、原案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ありがとうございます。

御異議がございませんので、協議第1号から協議第4号につきましては、原案どおり確認することといたします。

会議次第4 その他

議長（増田会長） 次に、会議次第4の「その他」でございますが、高松市・塩江町合

併協議会会議の開催予定等について事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、事務局から説明をさせていただきます。

資料の23ページをお開き願います。

まず、(1)の「高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について」でございますが、第3回の会議につきましては、8月20日の水曜日、時間は午前10時でございますが、場所は本日と同じ、この高松市役所11階114会議室を予定いたしております。

また、第4回会議につきましては、9月26日の金曜日、午後1時半から、場所は第1回と同じく、塩江町役場2階の大会議室で開催する予定でございます。

なお、開催場所につきましては、先日、開催いたしました幹事会におきまして御協議をいただき、原則として塩江町で1回開催の後、高松市で2回開催というようなローテーションといたしまして、特に塩江町の施設の現地視察等を行う場合には、その都度協議をして決定するということといたしましたので、委員の皆さん方におかれましても、この点御了解をいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、会議の案内状につきましては、会議での協議事項を記載した上で、おおむね会議の1週間前に送付をいたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日配付させていただいております参考資料について、御説明させていただきたいと存じます。

会議資料の後に委員の皆さん方には付せんをつけてとじております、第2回会議の参考資料をごらんいただきたいと思います。

第2回会議の参考資料でございますが、表紙をめくっていただきますと、裏側に目次がございます。この参考資料は、次回の第3回の会議で議案として提出を予定いたしております「事務事業の調整方針」並びに「建設計画の策定方針」の他の地域での事例を紹介したものでございます。

この二つの方針につきましては、合併の方式により異なりますことから、次回の第3回会議で議案として提出し説明の後、御議決をいただくということになるかと思っておりますが、本日は先進の事例を参考に、これらがどのようなものかにつきまして簡単に説明させていただきます。

合併協議会で協議する事項につきましては、大きく二つに区分をされます。

一つ目は、市町の合併に関する協議でございますが、先ほど御協議いただきました合併の方式や地方税の取り扱い、あるいは住民負担や住民サービスを一元化するための調整に

ついて協議するものでございます。

もう一つは、合併後のまちづくりをどうしていくかについての建設計画の策定でございます。

その二つの協議を行うに当たっての基本となりますのが、「事務事業の調整方針」と「建設計画の策定方針」でございます。

きょうは、この二つにつきまして、他の地域の事例を紹介させていただきます。

まず、事務事業の調整方針でございますが、新設合併の場合と編入合併の場合で異なります。

資料1ページには、新設合併の新見市外4町の阿新地域合併協議会と県内の仲多度南部合併協議会の事例を紹介しておりますが、本日、合併の方式が編入合併と確認されましたので、この事例については省略をさせていただきます。

次に、2ページをお開き願います。

2ページには、編入合併の福山市・内海町合併協議会と高知市・鏡村・土佐山村合併協議会の事例を紹介をいたしております。

方針の名称につきましては、それぞれ「行政制度等調整方針」、「行政制度の調整方針」となっております。

内容につきましては、どちらの方針もその要旨はほとんど同じでございますので、より細かく分類されております左側の福山市・内海町合併協議会の事例を説明させていただきます。

まず、1の「行財政制度統一の調整方針に関する基本的考え方」でございますが、原則として福山市の制度に統一することとし、内海町の住民サービスを低下させないことや内海町の住民生活に急激な変化をもたらさないことに配慮するとしております。

2の「具体的な調整方法」では、(1)の「住民サービスにつながる各種制度等」と(2)の「住民の負担につながる各種制度」とに分けております。

まず、(1)の「住民サービスにつながる各種制度等」、これは各種の制度・補助金等でございますが、まず、アの「福山市にあって内海町にもあって同水準の場合」、これにつきましては福山市の制度に統一することとし、この場合、どちらの市町も住民サービスの低下はございません。

次に、イの「福山市にあり内海町にはない場合」は、福山市の制度に統一することとし、この場合、福山市の住民サービスに変化はなく、内海町の住民サービスは向上いたし

ます。

次に、ウの「福山市にはなく内海町にある場合」でございますが、この場合は制度の趣旨、内容、変化の程度等を勘案して調整することが必要となります。その方法といたしましては、当分の間、従来の実績を下らないように配慮するとか、年次計画で段階的に調整し最終的に福山市に合わせると、そのような方法が考えられるところでございます。

次に、(2)の「住民の負担につながる各種制度(税、料など)」でございますが、まず、アの「福山市にあり内海町にもあって同水準のもの」は、福山市の制度に統一することとし、この場合、両市町の住民ともに負担の増加はございません。

次に、イの「福山市にも内海町にもあって、福山市の方が負担が軽い場合」には、福山市に統一することとし、この場合、福山市に変化はなく、内海町の町民の負担は軽くなります。

次に、ウの「福山市にも内海町にもあって、福山市の方が負担が重い場合又は福山市にもあり、内海町にもあるが、所得階層によって負担の水準が異なる場合」、この場合には、こうした制度の内容、変化の程度などを勘案して調整が必要となってまいります。その方法といたしましては、当分の間、現行どおりとするとか、段階的に調整するなどの方法が考えられるところでございます。

以上が福山市・内海町合併協議会の事例でございますが、その他の地域の事例も参考に、次回第3回の会議で本協議会としての調整方針を提案したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、「建設計画の策定方針」でございますが、3ページをお開きください。

今後、合併特例法に定めております合併後のまちづくりのビジョンであります建設計画を策定していくこととなりますが、まず初めに、計画策定に当たっての基本方針を定める必要がございます。これにつきましても、合併の方式によりまして若干異なります。

3ページには新設合併の事例を紹介しておりますが、今回、説明は省略させていただきます。

5ページをごらんいただきます。

5ページは編入合併の事例でございますが、左側に先ほどと同じく福山市と内海町合併協議会の基本方針、右側には、新居浜市と別子山村の合併協議会の事例を紹介しておりますが、新居浜市の場合は、法定の合併協議会ではその策定方針について協議しておりませんので、目次のみを掲載しております。ここでは、左側の福山市・内海町合併協議会の事

例につきまして説明させていただきます。

まず1で、「計画策定の趣旨及び位置付け」が記載されております。

この後段に記載いたしておりますように、この計画は両市町の住民に対して将来のビジョンを明らかにし、合併の適否を判断する材料ともなるものであり、さらには合併特例法等に基づくさまざまな財政措置を受けるための前提となるものであることが明記されております。

次に、2は「計画策定の指針」でございます。

(1)では、真に福山市と内海町の合併に伴う内海町地域のまちづくりに資する事業を選ぶこと、(2)では、交付税、国県補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もらないことを基本とすること、(3)では、ハード面では選択と重点化を図りながら、ソフト面にも配慮した計画とすること、(4)では、人口流出、高齢化等により、地域活力の低下が懸念される地域の振興整備は、実情に応じた対策を講じるものとする、(5)では、この計画は、その実施を通じて地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準、文化水準を高めるという役割を担うものであり、あわせて組織及び運営の合理化を図るものとする、(6)では、この計画の名称については、福山市と内海町の合併に伴う内海町地域の将来像を示すものとして、より住民の親しみやすい名称を定めることといたしております。

次に、3は「計画の内容」でございますが、(1)の「計画の対象地域」につきましては、原則として内海町地域を対象とするとしております。

編入合併では、法律上の解釈として、少なくとも編入される区域について、当該区域が合併後において果たす役割や合併後の市における位置づけ等に、この建設計画の中で定めればよいというふうにされております。

なお、編入合併の他の協議会の事例では、合併市町村の区域の全域を対象としている場合もございます。

次に、(2)の「計画の構成」でございますが、福山市と内海町の合併に伴う内海町地域のまちづくりの基本方針、基本方針を実現するためのまちづくり計画及び財政計画で構成することとしております。

次に、(3)の「計画の期間」でございますが、まちづくり計画及び財政計画の期間は10か年といたしております。建設計画の期間につきましては、法律上の定めは特にございませんが、最近の合併の事例を見ますと、10年とするものがほとんどでございます。

これは平成11年の合併特例法の改正によりまして、この建設計画に基づいて行う事業について、合併後10年間、合併特例債が充てられることとされたこと、また地方交付税の算定特例の期間が5年から10年に延長されたことなど、財政措置上の理由によるものと思われま

す。次の(4)では、「まちづくりの基本方針(総合計画との整合)」を記載しております。この中で、具体的施策については、内海町の実施計画をもとに施策の整合を図ることといたしております。

次の(5)は、「まちづくり計画」でございまして、対象事業の範囲は内海町地域のまちづくりに当たっての根幹となるべき事業とし、国及び県が事業主体となるものを含むことや、対象事業の選定基準等について記載しております。

次の(6)では、「財政計画」として、その策定趣旨、策定の基本的考え方が記載されております。

なお、7ページには、参考までに合併特例法の市町村建設計画の関係部分を抜粋して掲載いたしております。

以上が福山市と内海町合併協議会での建設計画の策定方針の事例でございますが、その他の先進地域の協議会の事例も参考といたしまして、高松市と塩江町の実情に合った基本方針を定める必要がございますことから、次回、第3回の会議で、議案として提出をさせていただきます。予定でございます。

以上で参考資料の説明を終わります。

事務局からは、以上でございます。

議長(増田会長) 以上、その他ということで、事務局から説明がございました。

せっかくの機会でございますので、皆様方の方でこの機会に何か御発言がございましたら、どうぞお願いをいたします。

何でも結構でございますが……

特にございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) 特に御発言もないようでございますので、それでは以上で本日の会議日程はすべて終了いたしました。

皆様方には、長時間にわたりまして御審議を賜り、まことにありがとうございました。

これをもちまして、高松市・塩江町合併協議会第2回会議を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。今後ともよろしく願いたします。

午後 2時34分 閉会

会議録署名委員

委員

梶村 傳

委員

中條 勲